

報 告 第 8 号

令和2年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
令和2年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和2年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	300,690,247	195,969,256	46,761,000	26,100,000
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	1,197,263,200	609,151,870	404,184,060	258,800,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
国庫補助金	受益者負担金等	損益勘定 留保資金			
0	604,000	20,057,000	57,959,991	0	<p>(1) 浸水対策調査検討業務委託 関係機関との協議および資料収集に不測の日数を 要したことに伴う工期延長 (6月30日までの124日間の延長)</p> <p>(2) 山室ポンプ場更新工事 入札取止めに伴う再度入札により契約が遅れたこ とおよび電動機の製作に不測の日数を要し、工事時 期が次期非出水期となるための繰越 (令和3年3月30日から令和4年1月31日まで)</p>
125,150,000	20,209,200	24,860	183,927,270	0	<p>(3) 新河岸第1 4 污水管渠築造工事 (第1工区) 架空線の移設および地下埋設物切回しの協議に不 測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月31日までの73日間の延長)</p> <p>(4) 新河岸第1 6-1-1 污水管渠築造工事 (第1工区) 近接工事の地下埋設物布設替えおよび近隣住民と の施工条件の協議に不測の日数を要したことに伴う 工期延長 (6月30日までの103日間の延長)</p> <p>(5) 新河岸第1 6-1-1 污水管渠築造工事 (第2工区) 地下埋設物布設替えに際し、関係機関との協議に 不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月15日までの88日間の延長)</p> <p>(6) 新河岸第1 6-1-1 污水管渠築造工事 (第3工区) 近接している国道254号バイパス延伸部の県発 注工事との工程協議に不測の日数を要したことに伴 う工期延長 (4月20日までの32日間の延長)</p> <p>(7) 舗装本復旧工事 (特環その1) 工事区間の商業および学校施設の出入口確保の調 整に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (4月16日までの23日間の延長)</p> <p>(8) 舗装本復旧工事 (特環その2) 商業施設の出入口確保の調整および近接工事との 工程協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月28日までの63日間の延長)</p>